

## DVに関する現状

### DVの被害経験 (市民意識調査結果から)

「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」(平成28年)によると、配偶者や恋人などから、身体に対する暴行、脅迫、暴言や無視、性的行為の強要、経済的な暴力、社会的な暴力の何らかの暴力について、「されたことがある」人の割合は、女性で約4人に1人(26.8%)、男性で約6人に1人(16.5%)となっています。

DVは決して特別な場所で、特別な人に起こっている問題ではありません。

### DVの被害後の対応 (市民意識調査結果から)

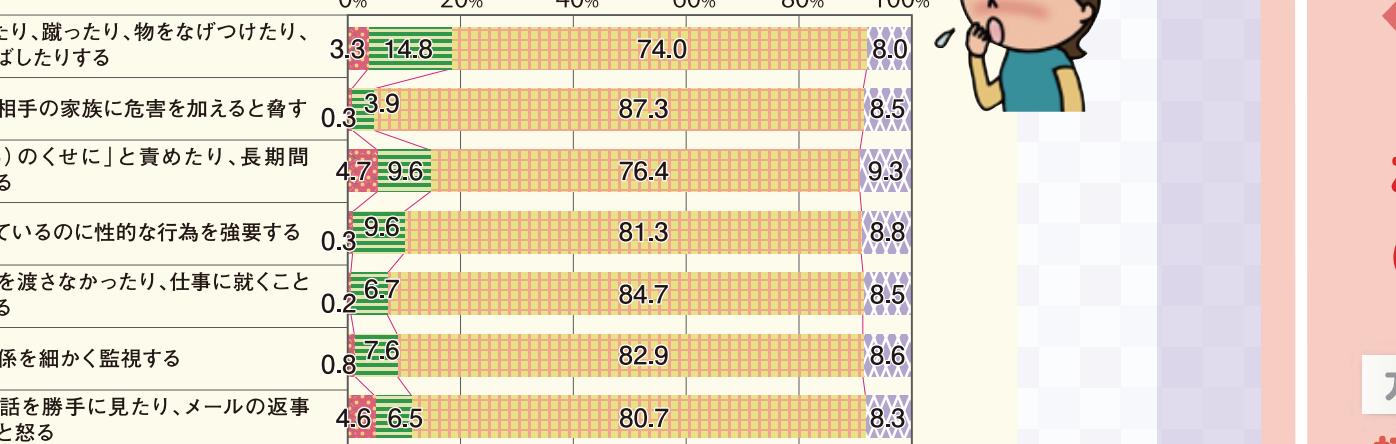
「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」(平成28年)によると、被害経験については、被害を受けた後、女性の38.8%、男性の56.3%が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。女性は身近な人に相談する傾向、男性は身近な人への相談と同時に、警察や弁護士への相談が女性より多い傾向がみられます。

### 相談等の状況

尼崎市配偶者暴力相談支援センター、女性の悩み相談(女性センター)等による相談におけるDVに関する相談件数は全体として増加傾向にあり、800件前後で推移しています。

## ■ DVは身近な問題です

女性(N=615)



男性(N=389)



## 方針1

### 初期段階における相談支援体制の充実

## 方針2

### 早期発見・窓口相談の充実

## 基本目標1

### 相談体制の充実

## 方針1

### 初期段階における相談支援体制の充実

## 方針2

### 早期発見・窓口相談の充実

## 基本目標2

### 被害者の安全確保

## 方針1

### 安全な保護体制の確保

## 方針2

### 被害者の情報管理の徹底

## 基本目標3

### 自立・被害からの回復への支援

## 方針1

### 生活基盤を整えるための支援

## 方針2

### 住宅の確保に向けた支援

## 方針3

### 就労の支援

## 方針4

### 子どもへの支援

## 基本目標4

### 暴力の未然防止

## 方針1

### 市民への啓発の充実

## 方針2

### 未成年者への教育啓発の充実

## 基本目標5

### 推進体制の充実

## 方針1

### 被害者支援を担う関係者的人材育成

## 方針2

### 関係機関の連携・協力

## 方針3

### 苦情の処理

## 方針1

### 被害者の自立(生活再建)に向けて、住宅の確保と就労をはじめとして、経済面、心理面など、被害者が抱える困難に対応した支援を行います。被害者の自立(生活再建)、被害からの回復には時間を見る場合でも、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に取り組みます。

## 方針2

### 被災者の発見から保護、自立(生活再建)・被害からの回復までの切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が定期的に情報交換を行い、具体的な事案にあたって連携して対応します。また、被害者支援を担う関係者がDVを深く理解して対応していくための研修の機会等を充実させます。

## 方針3

### 継続的な相談支援・心理的ケアの充実

## 方針4

### 就労に向けた支援

## 方針5

### 関係機関の連携・協力

## 方針3

### 苦情の処理

## 方針1

### 公営住宅の活用等による支援

## 方針2

### 母子生活支援施設等との連携による支援

## 方針3

### 女性センターを中心としたカウンセリングや心理的回復のための講座の定期的な実施

## 方針4

### 女性センターを中心とした自主グループの育成・活動支援

## 方針5

### 民間支援団体等への支援と連携

## 方針3

### 苦情の処理

## 方針1

### DVは家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいため、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などの協力のもとで、早期発見に取り組みます。

## 方針2

### 同時に、被害者が安心して相談できる環境の確保のため「尼崎市配偶者暴力相談支援センター」を中心とした切れ目のない支援と関係機関との連携強化に取り組みます。

## 方針3

### 加害者から逃れた被害者の情報については、市から加害者に知られることがないよう、情報管理を徹底します。

## 方針4

### DVを許さないという意識を社会全体で共有するとともに、市民がDVについての理解を深めるため、啓発・情報提供活動を推進します。特に、将来にわたってのDVを防ぐために、若年層に対する啓発を強化していきます。

## 方針5

### また、被害者が問題を抱え込み、相談機関に相談できるよう、被害者本人と周囲の人々に届く啓発・情報提供にも取り組みます。